

療養給付プラン・団体傷害総合補償プランの加入等のお願い

日頃から、新福祉事業等の運営につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、新福祉事業の「療養給付プラン(所得補償保険)」及び「団体傷害総合補償プラン」の更新及び新規加入の募集時期となりました。

パンフレット及び加入依頼書を所属所を通して送付しますので、次の事項をご熟読のうえ、所属所提出期日を厳守され円滑な加入依頼書等の提出にご協力していただけますようお願いいたします。

なお、共済組合への提出期限は平成28年8月10日(水)となりますが、不明な点がございましたら、共済組合又は有限会社山梨市町村サービス新福祉担当まで問い合わせいただけますようお願い申し上げます。

1 保険の概要について

保 険 の 種 類	保 険 概 要
療養給付プラン(所得補償保険)	病気やケガにより入院した場合や、医師の指示により自宅療養をした場合等の就業不能中の月々の所得を保険金としてお支払いします。 なお、保険期間が満了した場合において、保険期間中に保険金のお支払いをすべき就業不能の発生がなかった時は、年間保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、お返しします(中途脱退の場合はありません。)
団体傷害総合補償プラン	加入者やその家族が、ケガ等により入院や通院をした場合に保険金をお支払いします。また、日常生活で生じた事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

2 保険期間について

保 険 の 種 類	保 険 期 間
療養給付プラン(所得補償保険)	平成29年2月1日午後4時から1年間で中途加入はできません。また、退職した場合は退職日をもって脱退となります。
団体傷害総合補償プラン	平成28年10月1日午後4時から平成29年10月1日午後4時までの1年間となり、退職した場合には、退職した日の翌月初日から脱退となります。

3 加入依頼書の提出について

加入依頼書について、[お客さま控]を外し、所属所の提出期日を厳守され共済組合事務担当課を通してご提出いただきますようお願いいたします。

なお、既加入者の皆様にあつては、加入内容に変更がない場合は、加入依頼書の提出は不要です。

4 保険料負担について

新たな保険期間に係る保険料については、次表のとおり給与から毎月控除による方法で負担していただくこととなります。

保 険 の 種 類	保 険 料 控 除 開 始 月
療養給付プラン（所得補償保険）	補償期間の2ヶ月前の給与から保険料控除を行うこととなるため、平成28年12月の給与から毎月控除する方法により保険料を負担することとなります。
団体傷害総合補償プラン	平成28年10月の給与から毎月控除する方法により保険料を負担することとなります。

5 加入者証の配付について

各加入者の新たな加入内容及び補償内容等を記載した加入者証を、所属所を通して次表のとおり送付しますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

保 険 の 種 類	加 入 者 証 送 付 時 期
療養給付プラン（所得補償保険）	平成28年11月下旬
団体傷害総合補償プラン	平成28年10月初旬

6 中途加入について

団体傷害総合補償プランについては、保険期間中途においても随時加入することができます。この場合の保険期間は、毎月20日までに当組合で受付けた分は、受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）から10月1日午後4時までとなります。

なお、中途加入における保険料は、中途加入の保険期間開始月から毎月給与控除により負担していただくこととなります。

担 当：総務課 新福祉担当 小澤 T E L：055-232-7311 担 当：有限会社 山梨市町村サービス 長坂 T E L：055-232-7321
